

27年度の部局運営にあたって

大阪府では、団塊の世代が75歳以上になる平成37年（2025年）に向け、今後、全国平均を上回る早さで高齢化が進み、府民の医療ニーズが急増すると予想されています。そのような中、誰もが住み慣れた地域で、安心して必要な医療を受けつづけることができる体制を構築することが喫緊の課題となっています。

さらに、「健康寿命」を始め府民の健康指標は全国的に低位で推移しており、その改善に向けた取組みに加え、依存症対策を含めたこころの健康づくりの取組みも重要となっています。

そのため、府民のセーフティネットである、地域医療の充実確保、健康づくりの推進、地域保健・感染症対策、薬や食品の安全性確保、生活衛生の維持向上などの施策を着実に組みつつ、特に、以下の3つのテーマを重点的に推進することにより、「医療先進都市の実現」をめざします。

なお、昨年度の医療法改正により、国民は医療に関する選択を適切に行うよう努めることとされ、国において、具体的取組みに関する検討が始められようとしていることを踏まえ、本府においても、府民の意識醸成のあり方について検討を進めます。

重点政策推進方針

<テーマ1>

団塊の世代が75歳以上となる
平成37年（2025年）に向けた
医療提供体制の構築

<テーマ2>

健康づくりに対する意識向上と
生活習慣病の早期発見・早期治療による
「健康寿命の延伸」

<テーマ3>

生涯を通じた府民の
こころの健康づくりの推進

健康医療部の施策概要と27年度の主な取り組み

《地域医療の充実確保》

病床機能分化連携、在宅医療の推進、医師確保対策、救急・周産期医療等の医療提供体制の整備、府立病院機構改革の取組支援、病院等の開設許可等、看護職員の定着 等

《健康づくりの推進等》

生活習慣病対策、歯科口腔保健対策、食育の推進、がん対策等の健康づくり、難病患者の支援 等

《地域保健・感染症対策》

保健所の運営・整備をはじめとする地域保健企画、新興・再興の感染症対策、母子保健、こころの健康づくり、原爆被爆者の援護、ハンセン病回復者の支援 等

《医薬品・医療機器等の安全性確保》

医薬品・医療機器等の品質・有効性・安全性の確保と適正な調剤及び販売の推進、献血推進、麻薬・覚せい剤・危険ドラッグ等の薬物乱用防止の推進 等

《食品の安全性確保》

食品関係施設の監視指導をはじめとする衛生対策の推進、食肉衛生検査所の運営管理、食品関係団体の指導育成 等

《生活衛生の維持向上》

水道の計画的整備・広域化、生活環境衛生施設（水道、理容所・美容所、旅館等）の衛生対策 等

27年度の重点政策推進方針は以下の3点

※下線部は、重点政策関連の取組

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向けた医療提供体制の構築

府民が住み慣れた地域で医療・介護サービスの提供を受けることができるよう、医療と介護が連携した、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築をめざします。

健康づくりに対する意識向上と生活習慣病の早期発見・早期治療による「健康寿命の延伸」

府民の健康寿命を延伸できるよう、府民の健康づくりに対する意識向上と生活習慣病の早期発見・早期治療を図ります。

生涯を通じた府民のこころの健康づくりの推進

生涯を通じて府民がこころの健康を保てるよう、それぞれのライフステージにおけるこころの健康づくりと、アルコール、薬物、ギャンブルの依存症や自殺にかかる対策の強化、虐待事例における対応力の向上を図ります。

テーマ3：生涯を通じた府民のこころの健康づくりの推進

めざす方向

- ◆ それぞれのライフステージにおけるこころの健康づくりを推進します。
- ◆ アルコール・薬物・ギャンブルの依存症、自殺にかかる対策の強化や虐待事例における対応力の向上をめざします。

「めざす方向」の実現に向けた27年度の実現と目標（1/3）

今年度何をするか？

こころの健康づくりに関する普及啓発

- 子どものこころの健康づくりに関する普及啓発を行います。

- 勤労者のこころの健康づくりに関する普及啓発を行います。

- 地域住民のこころの健康づくりに関する普及啓発を行います。

- こころの健康づくりの推進基盤として、保健所が市町村の取組みを支援します。

何をどのような状態にするか？

こころの健康づくりの推進

- 子どものこころの健康づくりを推進します。
 - ・中高生を対象に、こころの健康づくりのための教育ツールを作成
 - ・薬物依存について、薬物乱用防止指導員などと連携し、講演会、キャンペーン等の啓発活動を実施
 - ・若者を対象とした自殺にかかる相談ダイヤルを創設

- 勤労者のこころの健康づくりを推進します。

- ・産業保健活動を行っている関係機関と連携し、労働者のこころの健康づくりを推進

- 地域住民のこころの健康づくりを推進します。

- ・薬物やアルコールなどの依存症予防のキャンペーン等を実施

- 市町村のこころの健康づくり活動の充実を図ります。

- ・こころの健康総合センターのバックアップの下、保健所が市町村を支援 12保健所

「めざす方向」の実現に向けた27年度の取組みと目標（2/3）

今年度何をするか？

何をどのような状態にするか？

アルコール・薬物・ギャンブル依存症にかかる相談窓口等の充実

- 依存症者への相談を実施します。
- 精神科医療機関への治療プログラムの普及を図ります。
- 保健所・市町村等が相談で活用できる社会復帰支援プログラム等を作成します。
- 医療機関や依存症自助団体等とのネットワークを構築します。

アルコール・薬物・ギャンブル依存症者への支援体制の強化

- 相談体制の充実を図ります。
 - ・ ころの健康総合センターで、依存症専門相談や薬物等依存症家族教室を重点的に実施
 - ・ 依存症治療拠点機関（大阪府立精神医療センター）で、治療に関する相談を実施 相談件数 100件（毎週2日、年間計50週実施）
- 治療体制の充実を図ります。
 - ・ 大阪府立精神医療センター等でモデル実施している依存症治療プログラムについて、医療機関への研修を実施（平成28年度まで）
 - 全精神科病院50か所を対象に実施 平成27年度 25か所 50%
 - 平成28年度 25か所 50%
- 社会復帰支援の充実を図ります。
 - ・ 保健所・市町村等で活用する社会復帰支援プログラム等を作成
 - ・ 保健所等において支援が困難な事例について、ころの健康総合センターが保健所職員等にコンサルテーションを行う体制を構築
 - ・ 精神科訪問看護ステーションを対象に研修会を実施
 - 精神科病院併設訪問看護ステーション24か所全数を対象に実施
- 官民の連携を強化します。
 - ・ 医療機関や自助団体等に確実につなぐことが可能となるよう、既存のネットワーク会議を活用した官民の機関同士の顔の見える関係づくり
 - 府域ネットワーク1か所・保健所圏域ネットワーク12か所等で実施

「めざす方向」の実現に向けた27年度の取組みと目標（3/3）

今年度何をするか？

何をどのような状態にするか？

自殺対策にかかると相談窓口等の充実

- 自殺を防止するための相談を実施します。特に、深刻化する若い世代の自殺対策を講じるため、新たに相談を実施します。

自殺対策の強化

- 自殺を防止するための相談体制を充実させます。
 - ・ 若者を対象とした相談ダイヤルを創設（再掲）
 - ・ ころの健康総合センターにおいて、相談統一ダイヤルの回線を増やして集中的に相談を実施
相談件数 6,000件（H26年度、5,817件）
 - ・ 保健所において、警察と連携し、自殺未遂者・その家族等への相談を実施
相談件数 450件（H26年度、419件）
- 自死遺族等への相談体制を充実させます。
 - ・ ころの健康総合センターにおいて、自死遺族相談を専門相談と位置付けて、相談を実施
相談件数 40件（H26年度、34件）
- 関係機関の連携を強化します。
 - ・ 既存ネットワークを活用して、自殺と関連の深いアールコール対策も含めた、自殺対策について協議
12保健所・43市町村のネットワークで実施

虐待事例に対応する職員へのサポート体制の強化

- 福祉部と連携し、児童虐待事例に対応する行政職員に対し、親に精神疾患等がある事例への理解や支援、他機関へのつなぎ等に関する研修や、専門的な精神保健のコンサルテーションを実施します。

虐待対応事例における対応力の向上

- 児童虐待事例に対応する行政職員の対応力を向上させます。
 - ・ 市町村の保健師や福祉職員に対する、虐待防止協会と連携した、研修の実施
参加者数 84人（42市町村、2人ずつ実施）
 - ・ 保健所・ころの健康総合センターによる、市町村職員や子ども家庭センター職員等への精神保健の専門的なコンサルテーション体制の強化